

**滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業
の利用を助長する行為等の規制に
関する条例施行規則**

制定 平成十四年三月一日 公安委員会規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成十二年滋賀県条例第六十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の一般的手続)

第二条 条例およびこの規則の規定により滋賀県公安委員会に届出書を提出する場合においては、正副一通の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る利用カード等販売所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

3 同時に二以上の利用カード等販売所について次のいずれかの届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの販売所のうちいずれか一の販売所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

廣 第五条の利用カード販売等廃止届出書

廣 第五条の利用カード販売等変更届出書のうち、条例第七条第一項第一号に掲げる事項の変更にかかわるもの

一 違反広告物の除却等)

第三条 条例第五条第一項の規定による命令は、別記様式第一号の除却等措置命令書(甲)を交付して行い、別記様式第二号の除却等措置命令書(乙)の受領者欄に必要な事項の記載および受領者の署名押印を求めるものとする。

(利用者カード販売等の開始の届出)

第四条 条例第七条第一項の規定による届出は、別記様式第三号の利用カード販売等開始届出書を提出して行うものとする。

(利用者カード販売等の廃止等の届出)

第五条 条例第七条第二項の規定による廃止の届出は別記様式第四号の利用カード販売等廃止届出書を、変更の届出は別記様式第五号の利用カード販売等変更届出書を提出して行うものとする。

(報告または資料の提出)

第六条 条例第十条第一項の規定による報告または資料の提出を求めるときは、別記様式第六号の報告・資料の提出要求書(甲)を交付して行い、別記様式第七号の報告・資料の提出要求書(乙)の受領者欄に必要な事項の記載および受領者の署名押印を求めるものとする。

(立入調査員の証明書)

第七条 条例第十条第二項に規定する証明書は、別記様式第八号の立入調査員の証によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
2 滋賀県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成八年滋賀県公安委員会規則第六号)は、廃止する。